

弔慰規定

令和3年3月9日

(趣旨)

第1条 この規定は、会員の死亡に際して弔意を表す内容並びに広報などについて定める。

(内容)

第2条 会員が死亡した場合は、5,000円の香料を備えるものとする。
また、原則として葬儀に際し弔旗を掲げるものとする。

(広報)

第3条 葬儀のお知らせは、原則として訃報を町会掲示板に掲示するとともに、
近隣には回覧書で広報する。

(特例)

第4条 役員・相談役・部員及び元会長の葬儀に際しては、第2条で定めた規定に加え、
生花若しくは花輪を備えるものとする。

(災害等の見舞金・高齢者祝い金)

第5条 火災などの災害・高齢者祝い金については、役員会でその都度協議する。

(既定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、役員会の承認を経て、会長がこれを行う。

付則

- 1 この規定は、平成12年6月4日に制定、同日より施行する。
- 2 この規定は、平成14年5月23日一部改正、同年4月1日から施行する。
- 3 この規定は、平成17年5月29日一部改正、同年4月1日から施行する。
- 4 この規定は、令和3年3月9日一部改正、同年4月1日から施行する。